

中央教育審議会地方文化財行政に関する  
特別部会の設置について

平成29年9月28日  
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第6条及び中央教育審議会運営規則（平成29年3月6日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○地方文化財行政に関する特別部会

（所掌事務）

地方文化財行政に係る地方行政組織の在り方について調査審議すること。

# 中央教育審議会 地方文化財行政に関する特別部会について

初等中等教育局

## 1. 検討事項

「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について（文部科学大臣諮問）」について、文化審議会において審議しているところであるが、地方公共団体における文化財保護に係る事務の所管が検討課題となっている。

中央教育審議会においても、文化審議会での審議を踏まえ、文化財保護に関することを教育委員会から首長部局に移管することを可能とするかについて、学校教育や社会教育との連携等の観点から議論する必要があるため、中央教育審議会の下に「地方文化財行政に関する特別部会」を設置し、調査審議を行う。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）  
（職務権限の特例）

第二十三条 前条の規定に関わらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 （略）

## 2. 審議スケジュール

○ 文化審議会（文化財分科会企画調査会）の第一次とりまとめが11月末頃に予定されているため、10月中旬以降11月中旬までの約1か月の間に2回程度の議論を予定。

(文化審議会の予定)

9月14日、21日	関係団体へのヒアリング
10月3日、10日	文化財保護行政について方向性の検討
11月上中旬	とりまとめに向けた議論
11月末頃	第一次とりまとめ